

令和7年度全国高等学校総合体育大会 宇部市実行委員会協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇部市で開催される令和7年度全国高等学校総合体育大会「開け未来の扉 中国総体 2025」ソフトテニス競技大会（以下「大会」という。）について、企業等から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の種別)

第2条 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 資金の提供（以下「協賛金」という。）による協賛
- (2) ソフトテニス競技に係る物品の提供又は貸与（以下「協賛物品等」という。）による協賛
- (3) その他、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が認めるもの。

(募集)

第3条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等によるものとする。

2 協賛の募集期間は、令和7年4月1日から令和7年5月31日までとする。

なお、プログラムに掲載を希望しない場合はこの限りではない。

(協賛の特典)

第4条 第2条に規定する協賛を実施した企業等（以下「協賛者」という。）は、特典として、別表のとおり、協賛金の額又は協賛物品等の換算金額に応じて、大会プログラムに広告を掲載することができる。

2 市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表の協賛金の額又は協賛物品等の換算金額によらず特典を与えることができる。

(範囲)

第5条 広告掲載を行う位置、枠数等は、対象物の目的を妨げない限度において、市実行委員会の定めるものとする。また、次の各号のいずれかに該当する協賛の申し出は、承諾しないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と本大会における協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等からの申し出
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又は行う恐れがあると認められる企業等からの申し出
- (3) 協賛事業を特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用する又はその恐れがあると認められる企業等からの申し出
- (4) 協賛事業の内容が、法令及び公序良俗に反する又はその恐れがある申し出
- (5) 協賛事業の内容が、大会の品位を傷つける又はその恐れがある申し出

(6) その他、市実行委員会が不相当と認める企業等からの申し出

(申込方法)

第6条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは令和7年度全国高等学校総合体育大会市実行委員会協賛申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）により申込みを行うものとする。
- (2) 市実行委員会は、申込書を受領したときは、速やかに協賛の可否を決定する。
- (3) 市実行委員会は、前号の可否を決定したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛承認決定通知書（様式第2号）又は令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申請者へ通知する。

(区分)

第7条 協賛金については、大会の事業費に充てるものとし、協賛物品等については、大会に係る広報活動または運営に関する諸物品として活用するものとする。

- 2 大会における協賛金の額又は協賛物品等の換算金額は、5,000 円以上から受け付けるものとする。

(協賛の納付)

第8条 第6条の規定により決定通知書を受けた協賛者は、協賛金又は協賛物品等を市実行委員会が指定する期日までに一括納入するものとする。ただし、特別な理由があると市実行委員会が認めた場合は、この限りでない。

- 2 協賛金は、原則振込払いとし、振込手数料は協賛者が負担するものとする。
- 3 市実行委員会は、前項の納付を確認したときは、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛受領証明書（様式第4号）を協賛者へ交付する。

(広告掲載)

第9条 広告掲載は別表のとおりとする。

- 2 市実行委員会が必要と認めた広告は、別表の協賛金額に依らず、無料で広告を掲載することができる。

(掲載内容の変更)

第10条 市実行委員会は掲載決定後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第5条の規定に抵触し、又はその恐れがあると認められる場合は、協賛者に対し広告内容等の変更を求めることができる。

- 2 協賛者が広告物の内容等の変更を希望する場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛広告内容等変更申請書（様式第5号）（以下「変更申請書」という。）を市実行委員会へ提出し、市実行委員会の決定により広告物の内容等を変更することができる。また、変更申請書の提出の際には変更後の広告を添えるものとする。

- 3 市実行委員会は、前項の規定による変更を承諾する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛広告内容等変更承諾書（様式第6号）により、当該申請者へ通知する。

（掲載の取下げ）

第11条 協賛者が自己の都合により広告の掲載の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛広告掲載取下げ申請書（様式第7号）を市実行委員会へ提出しなければならない。市実行委員会は取下げを承諾する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛広告掲載取下げ承諾書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。ただし、既に納付された協賛金又は協賛物品等については、特別な事情がある場合を除き、これを返還しないものとする。

（掲載決定の取消）

第12条 市実行委員会は、次のいずれかに該当する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会協賛広告掲載決定取消通知書（様式第9号）により第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- （1）市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品等を納付しなかったとき。
- （2）市実行委員会が指定する期日までに広告物の内容等の原稿を提出しなかったとき。
- （3）第10条における掲載内容の変更に対し、協賛者が応じないとき。

2 前項第2号又は第3号の理由により取り消された場合は、既に納付された協賛金又は協賛物品等については、これを返還しないものとする。

（協賛者の責務）

第13条 協賛者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- （2）広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- （3）広告の内容等に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- （4）掲載された広告の内容等に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛者の責任及び負担により解決するものとする。
- （5）協賛者は、広告の内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守しなければならない。

（協賛金又は協賛物品等の返還）

第14条 納付された協賛金、協賛物品等は返還しない。ただし、協賛者の責めに帰さない理由により広告掲載できない場合で、かつ掲載期間の延長が困難な場合に限り、納付済みの協賛金又は提供された協賛物品等を当該協賛者に返還する。

（協賛金又は協賛物品等への謝意）

第15条 市実行委員会は、協賛金または協賛物品等の提供を受けた場合は、協賛者に対して礼状その他の方法により謝意を表すこととする。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和7年9月30日限り、その効力を失う。

別表

協賛特典（第4条関係）

対象	広告サイズ（A4判）	印刷色	協賛（換算）金額
・ソフトテニス競技	1 ページ	カラー	10 万円以上
	1／2 ページ		5 万円以上
	2／5 ページ		4 万円以上
	1／5 ページ		2 万円以上
	1／5 ページの半分		1 万円以上
	1 ページ	モノクロ	5 万円以上
	1／2 ページ		2 万5 千円以上
	2／5 ページ		2 万円以上
	1／5 ページ		1 万円以上
	1／5 ページの半分		5 千円以上